

ふじみ野市の令和7年度の基準額は、年額69,000円（第5段階）です。  
 保険料段階は、次の表のとおりです。

【令和7年度の保険料段階表】

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方	0.285	19,665円
	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の合計所得額 と公的年金等収入金額の 合計額	80.9万円以下の方	33,465円
		80.9万円を超え120万円以下の方	
第3段階	120万円を超える方	0.685	47,265円
第4段階	世帯に市民税が課税されて いる方がいるが、本人の前 年の合計所得金額と公的 年金等収入金額の合計額	80.9万円以下の方	62,100円
第5段階		80.9万円を超える方	69,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年 の合計所得金額	120万円未満の方	82,800円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	89,700円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	103,500円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	117,300円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	131,100円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	144,900円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	158,700円
第13段階		720万円以上900万円未満の方	165,600円

第 14 段階	900 万円以上 1,100 万円未満の方	2.50	172,500 円
第 15 段階	1,100 万円以上 1,500 万円未満の方	2.60	179,400 円
第 16 段階	1,500 万円以上 2,000 万円未満の方	2.70	186,300 円
第 17 段階	2,000 万円以上の方	2.80	193,200 円

- 老齢福祉年金とは、明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方又は大正 5 年（1916 年）4 月 1 日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- 第 1 段階から第 3 段階の保険料は、「低所得者の第 1 号保険料軽減強化」による公費軽減後の額です。
- 合計所得金額は、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。
- 分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- 所得段階が第 1 段階から第 5 段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。
- 所得段階が第 1 段階から第 5 段階の方で給与所得がある場合は、給与所得（所得金額調整控除の適用を受けている場合は適用前の金額）から 10 万円を控除します。